

○議長（茅沼隆文）

次に日程第8、報告第2号 専決処分について（開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて）、を議題にいたします。説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、報告第2号になります。専決処分の報告について、開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて、町長の専決処分事項に関する条例、平成22年開成町条例第11号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成25年3月5日提出、開成町長、府川裕一。

それでは1枚おめくりいただきまして、専決処分書をご覧いただきたいと思います。

専決処分書、町長の専決処分事項に関する条例の規定により、規定された町長の瀬専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成25年2月20日、開成町長、府川裕一。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、平成24年法律第51号の規定による、障害者自立支援法の題名の改正に伴い、当該題名を引用する開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年開成町条例第2号）及び開成町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年開成町条例第19号）の規定を整理する必要があるため、別紙のとおり、開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する。

それでは、開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の経緯について、ご説明いたします。

平成24年6月27日に、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布されました。

改正内容の一部のうち、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と題名が改正されたことにより、当該題名を引用する町条例の規定を整理する必要があるため、法改正に対応した条例改正を行うものでございます。

この法律の施行日は、平成25年4月1日でございます。今回の条例改正は、法改正に対応し、条例で引用する法律の題名の改正を行うものでございますので、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2号、「法令の改正または廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項又は

用語に係る規定を改正すること。」に該当するものと判断し、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

それではすみません。1枚おめくりいただきまして、条例をご覧いただきたいと思っております。

開成町条例第13号 開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正、第1条、開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

まず、第1条でございます。こちらは開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例第10条の2、第2号の障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。

すみません。1枚おめくりいただきまして、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございます。

第2条、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

条例第9条の2、第2号の障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。

附則でございますけれども、この条例の施行日を平成25年4月1日と定めたものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、以上で報告第2号 専決処分について（開成町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。